

社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領

1 目的

この要領は、社会福祉施設等において利用者に対するサービスの提供により事故・不祥事案及び感染症等が発生した場合の町への報告の取扱いを定め、もって、類似する事故・不祥事案、感染症等の再発防止及び利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

2 対象施設

対象施設は、町が指定する社会福祉施設等（以下「施設」という。）とする。

3 報告の範囲

施設は、次の(1)から(4)に該当する場合、直ちに電話又はFAX等により町に対して第一報を行い、その後に5に定める書式により報告を行うこととする。特に食中毒及び感染症については、初動の遅れにより発症者が広まるおそれがあるため、病原体が確定する前であっても、症状からその疑いが持たれた時点で第一報を行うこと。また、報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

(1)利用者の負傷、死亡事故その他重大な人身事故の発生

- ※1 施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅福祉事業についても同様とする。
- ※2 負傷の程度については、外部の医療機関で受診（入院程度）を要したものと及び後遺障害が残る可能性があるものとする。
- ※3 施設側の過誤、過失の有無は問わない。
- ※4 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義により家族とトラブルになったときは報告すること。

(2)食中毒及び感染症の発生

- ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告を必要と認めた場合

- ※1 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うとともに、本要領にも従い報告すること。
- ※2 感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとする。ただし、5類感染症であっても、インフルエンザ又は感染性胃腸炎が施設又は事業所内に蔓延する等の状態になった場合には、報告すること。

(3)職員（従業員）の法令違反、不祥事案等の発生

(4)その他報告が必要と認められる事故・不祥事案の発生

※ 利用者の無断外出等による行方不明者の発生等、利用者の生命、身体に重大な結果を生じるおそれがある事案が発生している場合は報告すること。

4 報告の書式

報告様式は、別紙1「事故報告書」を標準とする。ただし、食中毒及び感染症の発生については、別紙2「社会福祉施設等感染症等発生報告書」を標準とし、事態が終息した時点で、同じく別紙2を用い対応報告を行うこと。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。